

第2章 前計画の取組と評価

1 前計画の概要

(1) 前計画の概要

前計画では、「市民や札幌市を訪れる観光客等の健康保護を最優先」、「市民・事業者・札幌市の三者による連携・協働の推進」といった条例に定める基本理念に従い、“安全・安心な食のまち・さっぽろ”の実現に向けた取組を進めてきました。

取組の推進に当たっては、「誰もが食の安全の確保の主役となる街」、「食の安心と魅力あふれる街」の2つの施策目標を設定し、6つの基本施策を展開してきました。

■第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画施策体系図

都市像	施策目標	基本施策
安全・安心な食のまち・さっぽろ	I 誰もが食の安全の確保の主役となる街	基本施策1 生産から販売まで（フードチェーン）の安全確保 施策1 製造・加工、流通及び販売における食の安全確保 施策2 市内で生産される農畜産物の安全確保 施策3 食品表示法に基づく表示の徹底 施策4 国、関係団体、機関との連携 基本施策2 事業者の自主的取組の促進 施策1 HACCP（ハサップ）による衛生管理の推進 施策2 事業者の自主的取組への支援 施策3 札幌市の施設における自主管理の推進 基本施策3 危機管理体制の強化・充実 施策1 危機管理体制の整備 施策2 自主回収報告制度の推進 施策3 緊急事態への対処 施策4 災害発生時の食の安全確保対策 基本施策4 食品等の安全性に関する学習 施策1 学習する機会の提供 施策2 食育の推進 施策3 人材の育成 施策4 市民の自発的取組の促進
	II 食の安心と魅力あふれる街	基本施策1 相互理解の促進 施策1 情報の発信 施策2 事業者取組の情報提供の推進 施策3 情報及び意見の交換の促進 施策4 表示の普及啓発 基本施策2 食産業・観光の振興への寄与 施策1 観光客向け施設、イベント対策 施策2 地産地消の推進 施策3 食のブランド力向上 施策4 中小企業等の支援 施策5 効率的な広報

(2) 前計画の主な取組**ア 基本施策1 生産から販売まで（フードチェーン）の安全確保****(ア) 重点監視対象施設に関する監視指導（保健福祉局）**

食品の製造量や流通範囲、自主管理状況等を考慮して選定した施設等の重点的な監視指導の実施

(イ) 食中毒防止対策（保健福祉局）

市民及び事業者に対する食中毒予防に関する啓発等の実施

(ウ) 食品表示対策（保健福祉局、市民文化局）

事業者への適正表示の指導、市民への表示制度の普及啓発の実施

(エ) 大規模イベント対策（保健福祉局、経済観光局）

大通公園等で開催する大型イベントにおける食中毒予防対策等の実施

(オ) 広域連携協議会⁹による連携強化

広域的な食中毒等の発生時に、広域連携協議会における関係機関との連携

イ 基本施策2 事業者の自主的取組の促進**(ア) HACCP（ハサップ）制度化による衛生管理の徹底（保健福祉局）**

事業者に対する周知・立入検査等により HACCP に沿った衛生管理の徹底を図る

(イ) さっぽろ食の安全・安心推進協定事業（保健福祉局）

自主的な取組事項をマイルールとして掲げ、市民にPRする事業の実施

(ウ) 学校、保育所における給食の安全確保（子ども未来局、教育委員会）

衛生的な調理、調理従事者等への定期的な研修等の実施

(エ) 札幌市中央卸売市場における食の安全確保（経済観光局）

自主管理マニュアルの作成及び品質管理の徹底

ウ 基本施策3 危機管理体制の強化・充実**(ア) 食品健康危機管理シミュレーション訓練（保健福祉局）**

大規模食中毒等の発生を想定したシミュレーション訓練の実施

(イ) 自主回収報告制度の推進（保健福祉局）

自主的に食品を回収した事業者が市長あてに報告する制度の実施

(ウ) 災害発生時における食の安全確保対策（保健福祉局）

「災害時の食品安全確保対策マニュアル」などの関係マニュアルの改定

エ 基本施策4 食品等の安全性に関する学習**(ア) 子ども食品Gメン体験事業（保健福祉局）**

小学校3～6年生を対象に、食品衛生監視員¹⁰の仕事を模擬体験して食の安全

⁹ 広域連携協議会

2018年（平成30年）6月の食品衛生法の改正に伴い新設された制度で、広域的な食中毒事案の発生や拡大の防止等に向けて、国及び都道府県等の関係者が連携強化を図るため、全国を7つのブロックに分け、国及び都道府県等からなる協議会が設置されています。

について学習する事業の実施

(イ) 食の安全・安心モニター事業（保健福祉局）

公募した市民モニターが日常の買い物等の際に、施設の衛生管理状況等を調査する事業の実施

(ウ) さっぽろ学校給食フードリサイクル事業¹¹（教育委員会）

給食残さを堆肥化し、それを利用した農作物を給食に使用する事業の実施

(エ) 保育所等における食育講座（子ども未来局）

保育所や子育て支援センター等における食育講座の開催

(オ) 適切な期限管理等による食品ロス削減の啓発（保健福祉局、環境局）

食の安全確保を図りながら、無駄になり捨てられてしまう食品の削減に努める

オ 基本施策5 相互理解の促進

(ア) さっぽろ食の安全・安心市民交流事業（保健福祉局）

農場、食品工場等の見学、現場の人との意見交換による市民と食品関連事業者等の相互理解を促進する事業の実施

(イ) 食の安全・安心総合イベントの開催（保健福祉局）

食の安全・安心をテーマとしたイベントの開催

(ウ) アレルギー原因食品ピクトグラムの普及（保健福祉局）

札幌市オリジナルのピクトグラムの作成、事業者への普及啓発の実施

(エ) さっぽろとれたてっこの推進（経済観光局）

生産者と消費者の相互理解と信頼関係を作るブランドの推進

カ 基本施策6 食産業・観光の振興への寄与

(ア) 食の安全・安心おもてなしの店推進事業（保健福祉局）

衛生面が優れ、一歩進んだ取組を行う飲食店等を登録し、PRする事業の実施

(イ) 中小企業の経営基盤強化への支援（経済観光局）

食の生産拡大や高付加価値の促進など、事業者の経営基盤強化を支援

(ウ) 観光客向け施設、イベントにおけるアレルギー情報・外国語対策

訪日観光客に対して、食品に含まれるアレルギーの情報や多言語対応したメニュー等の情報提供の実施

¹⁰ 食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、食品に起因する衛生上の危害を防止するために営業施設等へ監視指導等を行う職員のことをいい、同法に一定の資格要件や権限等が定められています。

¹¹ さっぽろ学校給食フードリサイクル事業

学校給食を作る過程で発生する調理くずや残食などの生ごみを堆肥化し、その堆肥を利用して作物を栽培し、その作物を学校給食の食材に用いる取組で、2006年度（平成18年度）から札幌市で実施しています。単に学校給食の調理くずや残食のリサイクルだけではなく、食や環境を考え、ものを大切に子どもを育てることを目指しています。

2 前計画の指標の達成状況

“安全・安心な食のまち・さっぽろ”の実現を目指して、「誰もが食の安全の確保の主役となる街」、「食の安心と魅力あふれる街」の2つの施策目標のもとに、各種施策を進めるに当たり、計画の推進状況を評価する際の目安になるものとして、全8項目を指標として設定しました。

■第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画指標達成状況（2024年3月31日現在）

項 目 (延べ件数は計画期間中の件数)	第2次計画策定 時の値 (2019年度末)	目標値 (2024年度)	現状値 (2023年度末時点) (⑥は2024年度末時点)
施策目標Ⅰ 誰もが食の安全確保の主役となる街			
①大規模食中毒※ ¹ の発生件数（延べ件数）	0件	0件	0件
②実務講習会の受講率	10.2%	20%以上	5.1%
③食品の安全性に関する知識があると思う 市民の割合	53.2%	80%以上	62.6%※ ²
④食育ボランティア数※ ³	2,111人	2,750人※ ³	1,198人
施策目標Ⅱ 食の安心と魅力あふれる街			
⑤イベント及び情報誌における食の安全・安 心情報のPR回数（延べ回数）	0回	20回以上	36回
⑥「札幌の食」のイメージに「安全・安心」 と回答する観光客の割合	—	80%以上	93.5%
⑦観光客向け施設・大型イベントの監視件数 (延べ件数)	0件	9,000件以上	約3,420件
⑧食の安全・安心おもてなしの店登録件数 (延べ件数)	146件	300件	403件

※1 患者500名以上の食中毒（「食中毒処理要領」（生食発 0329 第17号平成31年3月29日付け厚生労働省厚生労働省通知の別添）に基づく大規模食中毒の定義による）

※2 2022年度（令和4年度）第1回市民意識調査結果

※3 第3次札幌市食育推進計画策定時の目標値

※4 2024年度（令和6年度）来札観光客向け食の安全・安心に関する意識調査結果

前計画の指標の中で、①大規模食中毒の発生件数、⑤イベント及び情報誌における食の安全・安心情報のPR回数（延べ回数）、⑥「札幌の食」のイメージに「安全・安心」と回答する観光客の割合、⑧食の安全・安心おもてなしの店登録件数（延べ件数）については、食の安全・安心に関する取組や広報を積極的に実施し、目標値を達成しました。

また、③食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合については目標値に到達していないものの、第2次計画策定時（2019年度（平成30年度）末）時点の値からの改善は見られるところです。

一方で、②実務講習会の受講率、④食育ボランティア数、⑦観光客向け施設・大型イベントの監視件数（延べ件数）については、目標値まで距離がある状況となっています。

3 前計画の評価

前計画では、食品衛生法の改正に伴い、関係法令の整備やHACCPに沿った衛生管理の制度化等について事業者に周知・指導を行ったほか、広域連携協議会において国及び道内の自治体間で大規模食中毒を想定した訓練を行うなど、事業者の自主的取組の推進や自治体間の連携の強化を図りました。

また、リスクコミュニケーションに関しては、子ども食品Gメン体験事業や手洗い教室、さっぽろ食の安全・安心市民交流事業などの様々な施策を実施し、子どもから大人まで各世代の市民に、食の安全・安心に関する知識や事業者の取組に関する理解を深めてもらいました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の流行による国内外における未曾有の状況下により、2020年度（令和2年度）～2022年度（令和4年度）まで、飲食店等の営業活動の縮小や食品関係のイベントの中止など、食産業や観光において打撃を受けたほか、札幌市においても監視指導や集合型形式の啓発事業等を十分に実施できず、計画の進捗に当たっては大きな影響を受けました。

これらにより、指標の達成状況については、8項目中3項目については目標を達成しましたが、「観光客向け施設の監視件数」や「事業者の実務講習会の受講率」などの5項目については、一部では数値上、課題が見える結果となりました。なお、市民の食品の安全性について理解と関心を計る指標として設定している「食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合」については「62.6%」と計画当初の数値からは進捗が見られました。

前計画の結果を受け、引き続き、事業者の主体的取組の推進や市民の食の安全に関する知識や理解度の更なる向上を図るため、適切な施策の実施と指標の設定を行います。